

定例会議会議録

開催日時	令和4年9月7日（水）午前10時15分～午後0時20分
開催場所	大会議室、公安委員会室
区分	『全体会議』議題・要旨
【報告事項】	<p>1 警察庁における警護の検証結果と抜本的強化について</p> <p>警備部長から、「警察庁では、8月25日安倍元内閣総理大臣警護に係る警察庁の検証結果を国家公安委員会に報告し、了承を得た。今回の重大な結果に至った最大の問題は、安倍元内閣総理大臣の後方への警戒が不十分であったため、被疑者の接近を許したということである。そのため、警察庁では警護の基本事項を新たに制定し、警護を都道府県警任せにしてきた警護の在り方を警察庁が全面的に関与していくことになった。</p> <p>一点目は、警察庁は都道府県が作成した全ての警護計画の内容を新たな警護の基準と照らし合わせて審査し、必要な修正を指示すると共に、今後の警護の在り方に生かしていく。</p> <p>二点目は、警護対象者の側近に配置する警視庁のSPの数を増加し、県警察の警護を強化するなど警護の体制強化を図ることとした。</p> <p>三点目は、3D技術を活用した警護計画の作成やAIによる異常行動検知システムの整備など、新たな装備資機材を導入していくこととする。</p> <p>県警察としては、今回のような事案を二度と発生させることのないよう新たな警護基準に基づいて警護に万全を期す。」旨の報告があった。</p> <p>委 員：警護対象者の予定が直近で変わる場合は、どのように対応していくのか。</p> <p>警備部長：警護の基本的な考え方としては、いかなる場合でもその場面に対応していく。警護対象者に必要な申入れを行い、予定外の行動がないよう調整を行っていく。その上で、警護体制に予備隊を設置し、予定外の行動にも対応するようにしている。</p>

区分	『個別審議等会議』
【決裁事項】	<p>1 苦情の受理について</p> <p>公安委員会補佐室長から、苦情の受理について説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。</p> <p>2 行政文書部分開示決定通知書について</p> <p>公安委員会補佐室長から、行政文書部分開示決定通知書について説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。</p> <p>3 警察職員等の援助要求に対する同意について</p> <p>警備課管理官から、警察職員等の援助要求に対する同意について説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。</p> <p>4 道路交通法の規定に基づく意見の聴取等</p> <p>交通聴聞官から、運転免許取消処分に係る意見の聴取等の結果、11件の報告と説明がなされ、審議の上、量定が行われた。</p>
【報告事項】	<p>1 8月中におけるストーカー規制法に基づく「禁止命令」の実施結果について</p> <p>人身安全聴聞官から、8月中におけるストーカー規制法に基づく「禁止命令」の実施結果について、報告があった。</p>

2 8月中におけるストーカー規制法に基づく「禁止命令等延長処分」の実施結果について

人身安全聴聞官から、8月中におけるストーカー規制法に基づく「禁止命令等延長処分」の実施結果について、報告があった。

3 飲酒運転根絶活動推進委員の活動概況について（令和4年上半期）

交通事故総合分析室長から、飲酒運転根絶活動推進委員の活動概況について、報告があった。

4 放置車両確認事務委託に係る9月補正予算案の概要等について

被害者連絡調整官から、放置車両確認事務委託に係る9月補正予算案の概要等について、報告があった。

5 小型無人機等の飛行に関する通報書の受理について（3件）

警備課管理官から、小型無人機等の飛行に関する通報書の受理について、報告があった。